

財務省告示第百七十七号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十八年三月二十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十八年四月七日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行日
利付国庫債券（十年）（第二百七 十七回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七条第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け	額面金額で八百六億円	八百四億四千六百八十六万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十八年三月二十日

発行価格

額面金額百円につき九十九円八

十一
初期利率

十一年一・六パーセント
平成十八年九月二十日を支払期

と、平成十八年九月二十日を
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う。以下、
次号及び第十四号において規定
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三
第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日
を支払期とし、各支払期におい

十四
償還期限

平成二十八年三月二十日

十五
償還金額

額面金額百円につき百円

十六
払込期日

平成十八年三月二十日

十七
払込場所

日本銀行